

平成27年10月6日

第70回 神戸市個人情報保護審議会

特別児童扶養手当システムへの情報項目の
追加について

(保健福祉局)

神保障第 2901 号
平成 27 年 10 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

特別児童扶養手当システムへの
情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局障害福祉部障害福祉課

特別児童扶養手当システムへの
情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【特別児童扶養手当受給資格者データベース】

1. 受給者に関する情報

住記個人番号、統合宛名番号及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)に基づく制度個人番号

2. 児童に関する情報

住記個人番号、統合宛名番号及び番号法に基づく制度個人番号

3. 所得に関する情報

配偶者に係る住記個人番号、統合宛名番号及び番号法に基づく制度個人番号

扶養義務者に係る住記個人番号、統合宛名番号及び番号法に基づく制度個人番号

特別児童扶養手当システムへの 情報項目の追加について

1 趣旨

特別児童扶養手当の支給に関する事務については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、制度個人番号の利用及び行政機関等との間において、個人情報照会・提供を行うことが可能となっている。

行政機関等や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となるほか、申請者が窓口で提出する書類が簡素化され、市民の利便性向上とともに、事務の効率化が図られる。

このため、特別児童扶養手当システムの受給資格者データベースに「住記個人番号」「統合宛名番号」及び「制度個人番号」を追加し、制度個人番号の利用及び情報連携に必要なシステム改修等を行う。

2 特別児童扶養手当の概要

(1) 目的

精神又は身体に障害を有する児童を養育する者に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。

(2) 支給要件

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等（所得制限あり）。

(3) 支給月額（平成27年度）

1級（重度）51,100円、2級（中度）34,030円

原則として毎年4月、8月、11月に、それぞれの前月分までを支給
(11月は11月分を含む)

(4) 扶助費

国庫10/10。国より直接受給者に支給。

(5) 受給資格者数

市内3,615人（平成27年7月末現在）

3 システム概要図

別紙のとおり

4 システムの機能（追加機能）

現在の特別児童扶養手当システムにより、同手当の支給認定等に係る情報を管理し、手当支払いデータを作成するための一連の業務を行っているが、同手当システムの改修等により次の機能が追加される。

- ①制度個人番号管理機能
- ②情報照会機能
- ③情報照会結果データ取込機能

- ④情報提供機能
- ⑤情報提供結果データ取込機能
- ⑥統合宛名連携管理機能

5 効果

行政機関等や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となるほか、特別児童扶養手当の申請受付を行う際に、申請者が添付書類を付すことなく、関係各機関に照会を行うことで、必要な情報を取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化され、市民の利便性の向上とともに、事務の効率化を図ることができる。

6 実施計画

- ・平成 27 年 10 月 契約及びシステム改修等作業着手
※マイナンバー関連改修、住民記録システム連携関連改修
- ・平成 27 年 10 月 設計・製造及びテスト
～平成 28 年 1 月
- ・平成 27 年 11 月 住民記録突合、住記個人番号、統合宛名番号及び
制度個人番号
～平成 28 年 1 月 登録
- ・平成 28 年 2 月 制度個人番号の利用開始
- ・平成 28 年 2 月～3 月 庁内連携テスト
- ・平成 29 年 7 月 情報連携開始

7 個人情報の保護

現在の特別児童扶養手当システムの運用においては、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、下記（１）及び（２）のとおり厳格に対処しており、本件に対しても同様に対処する。

これに加え、基幹系ネットワークと特別児童扶養手当システム（操作端末、プリンタ、サーバ）の間にファイアウォールを設置し、業務上必要な事項の連携に限定した設定を行う。

（１）システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたっては、関係職員ごとに I D ・パスワードを設定し、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスの感染を防止する。
- ③ 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、サーバで一括管理する。

（２）運用上の保護

- ① パスワードは定期的に変更するとともに、端末機の操作状況を記録する。
- ② データの取扱いは関係職員のみ限定するとともに、個人情報が記録された帳票や手当支払データが保存された電子記録媒体は、キャビネットに施錠保管するなど、

適正に管理する。

- ③ 保存年限の到来や使用目的を終えた帳票は、シュレッダー処理や焼却処分など、確実かつ速やかに廃棄するとともに、保存年限を経過したデータは速やかに消去し、電子記録媒体はデータシュレッダー処理等の方法で記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ④ 国に提供する手当支払データについては、ファイルにパスワードを設定したうえで送付する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。
- ⑥ サーバについては、ラックに入れ施錠することで、盗難等を防止する。

【別紙】特別児童扶養手当システム概要図

